

# 諮問参考資料（高等学校早期卒業関係）

# 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ（平成26年6月）概要（抜粋）

## 3. 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策

### ◆学習成果や教育活動の把握・検証

○達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入（☆）

○幅広い資質・能力の多面的な評価

- ・技能試験等の活用推進
- ・育成すべき資質・能力を一層重視した高等学校の教育課程の見直し
- ・様々な学習成果・活動実績の評価推進（新たな評価手法の開発・普及、指導要録の見直し）

### ◆学校から社会・職業への円滑な移行推進

○社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進

- ・学校全体での組織的な取組推進、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
- ・教育委員会等における中核人材の配置や拠点校の整備推進

○実践的な職業教育の充実

- ・先進的な卓越した取組の推進・検証
- ・大学、専門学校等外部機関との連携促進
- ・専攻科における大学への編入学の制度化に向けた検討

○総合学科における特色ある取組の推進

- ・特色ある教育方法の事例収集・普及、魅力アピールのための取組推進

### ◆多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進

○定時制・通信制等困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実

- ・学習支援や教育相談、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
- ・拠点校の整備推進

○高等学校段階における特別支援教育の推進

- ・研修の充実や指導体制の確保、特別の教育課程編成の検討

○優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進

- ・高度な内容の授業を受ける機会拡大など高大連携の推進
- ・厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討

○ICT等の活用による学びの機会充実

- ・全日制課程等における遠隔教育の実施に向けた検討

### ◆教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善充実

○指導力のある教員の育成

○学校の組織運営体制の改善・充実

### ◆広域通信制課程の在り方の検討

- ・ガイドラインの作成・周知
- ・第三者機関による評価の仕組み創設

# 高校の卒業に関する制度

- 現行制度上、高校を卒業するためには、3年以上の高等学校への在籍と、74単位以上で高校の定める単位を修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものに対して校長が認定することが必要。
- 高等学校学習指導要領に定める31単位以上の必履修教科・科目を履修することが必要。
- また、専門学科では、25単位以上の専門教科・科目の履修を求め、そのうち基礎的科目や課題研究などを原則履修教科としている。さらに職業に関する学科では専門教科・科目の総授業時数の10分の5以上が実験・実習の授業とされているが、課題研究、実習等の授業は第3学年に配当されることが多い。

○学校教育法(昭和22年法律第26号)  
第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)  
第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

○高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)  
第1章第6款の2 学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数 (平成21年告示)

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○2単位まで減額
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	☐ ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学I	3	○2単位まで減額
	数学II	4	
	数学III	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	☐ 「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	

※「○」を付した科目は必履修科目。

# 大学へのいわゆる「飛び入学」について

※ いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に入学することができる制度。

## 制度概要

### ○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること
- ・高校に2年以上在学したこと

### ○受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと

## 経緯

- ・平成 9年 数学又は物理学の分野に限定して大学への「飛び入学」を制度化(学校教育法施行規則の改正)
- ・平成13年 対象分野の制限を撤廃・学校教育法上の位置付けを明確化(学校教育法の改正)

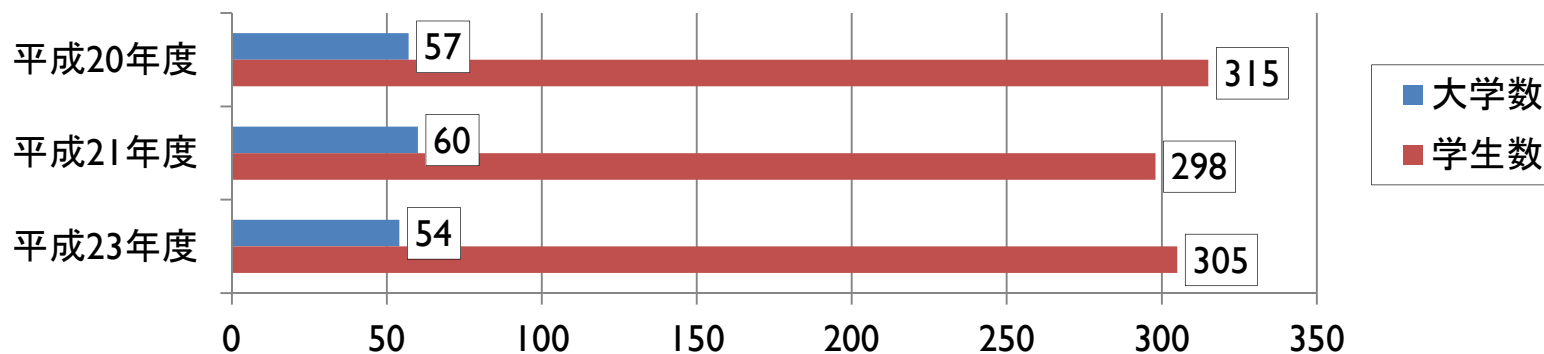
## 大学への「飛び入学」の実施状況

	制度導入年度	平成26年度入学者	累積入学者数
千葉大学(国立)	平成10年度	4人	76人
名城大学(私立)	平成13年度	0人	26人
昭和女子大学(私立)	平成17年度 (26年度より停止)	—	1人
成城大学(私立)	平成17年度	0人	2人
エリザベト音楽大学(私立)	平成17年度	0人	1人
会津大学(公立)	平成18年度	0人	4人
日本体育大学(私立)	平成26年度	1人	1人

# 大学・大学院の早期卒業者数

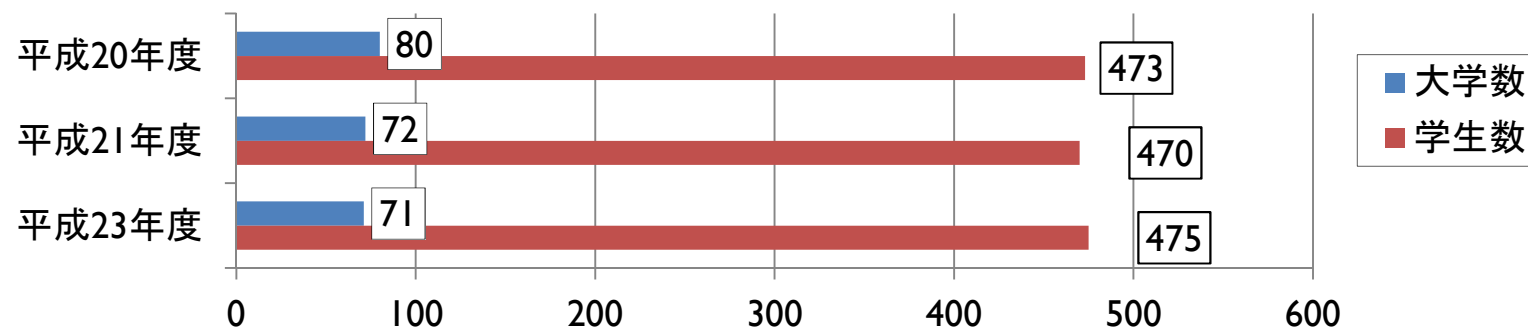
## <早期卒業の状況(学部)>

### ●早期卒業の状況(実績)

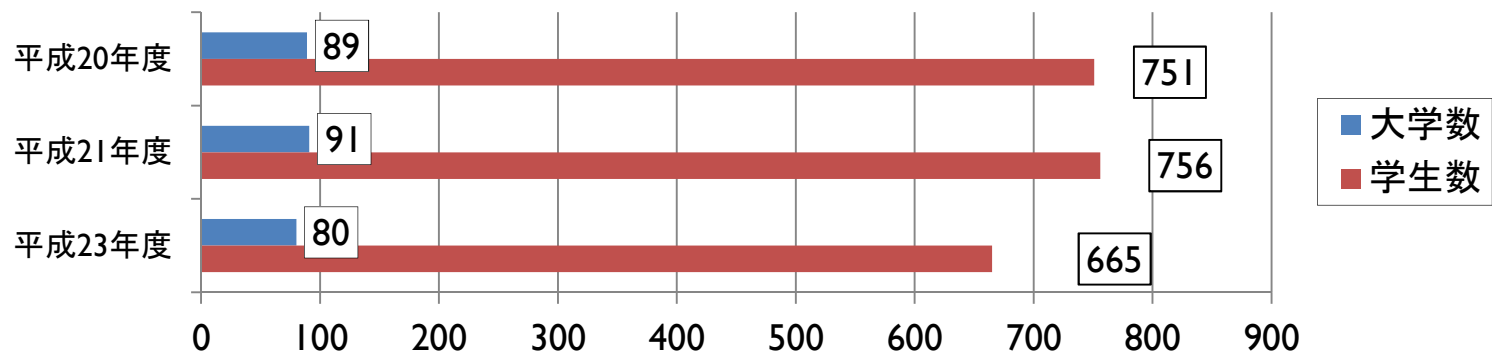


## <早期修了の状況(大学院)>

### ●修士課程の早期修了の状況(実績)



### ●博士課程の早期修了の状況(実績)

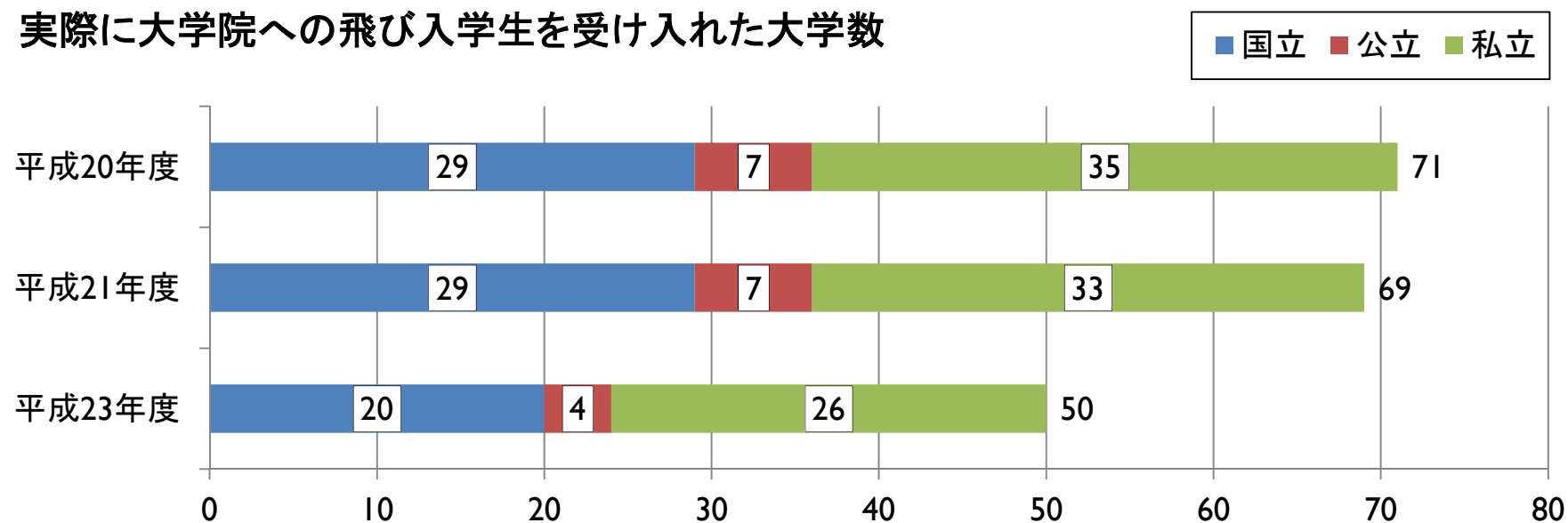


(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

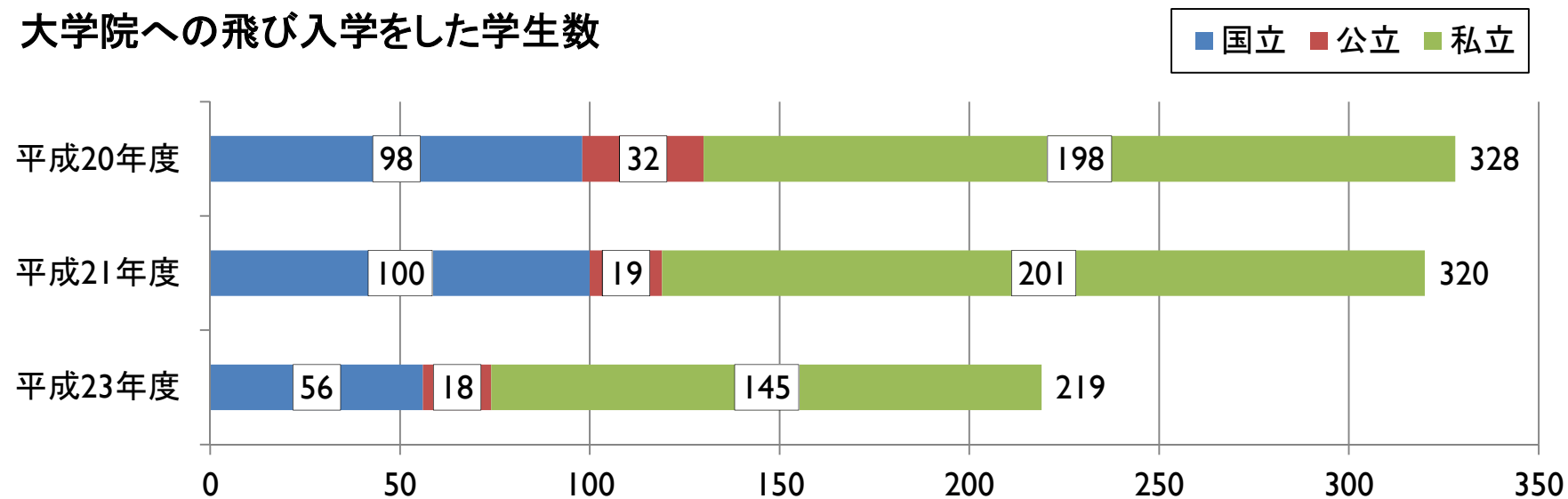
出典:「大学における教育内容等の改革状況について(平成23年度)」

# 大学院への飛び入学の実施状況

## 実際に大学院への飛び入学生を受け入れた大学数



## 大学院への飛び入学をした学生数



(注) 平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

# 高等学校卒業程度に関するその他の制度（高卒認定試験）①

## 1 趣旨

高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定」という。)は、学校教育法第90条第1項の規定により、高校を卒業していないなどのため、大学等を受験できない者に対し、高校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験である。合格者には、大学・短大・専門学校の入学資格を付与している。

また、就職・資格試験等においても高校卒業者と同等に扱われるよう、経済界等に働きかけ、社会的通用性を高めるよう努めている。

## 2 受験資格

16歳になる年度から受験できる。ただし、既に大学入学資格を有している場合は受験できない。

従前の大学入学資格検定では認められていなかった、全日制高等学校等の在籍者にも受験資格を付与している。

## 3 開始年度

平成17年度(大学入学資格検定:昭和26年度)

## 4 実施回数・時期

毎年2回(8月、11月)

## 5 実施場所

都道府県毎に1会場(47会場)、全国の少年院、刑務所等の矯正施設(平成25年度は延べ181か所)

## 6 試験科目・合格要件

教科	科目	合格要件
国語	国語	
地理 歴史	世界史(A、B) 日本史(A、B)、地理(A、B)	いずれか1科目 いずれか1科目
公民	現代社会、倫理と政治・経済	いずれか一方
数学	数学	
理科	科学と人間生活、物理基礎、 化学基礎、 生物基礎、地学基礎	科学と人間生活を含む2科目 又は 科学と人間生活以外の3科目
外国語	英語	

合格に必要な科目数は、受験者の選択により8～10科目となる。

※ 合格者が18歳未満の場合は、満18歳の誕生日から合格者となる。

※ 合格科目は、学校長の判断により卒業単位として単位認定することができる。

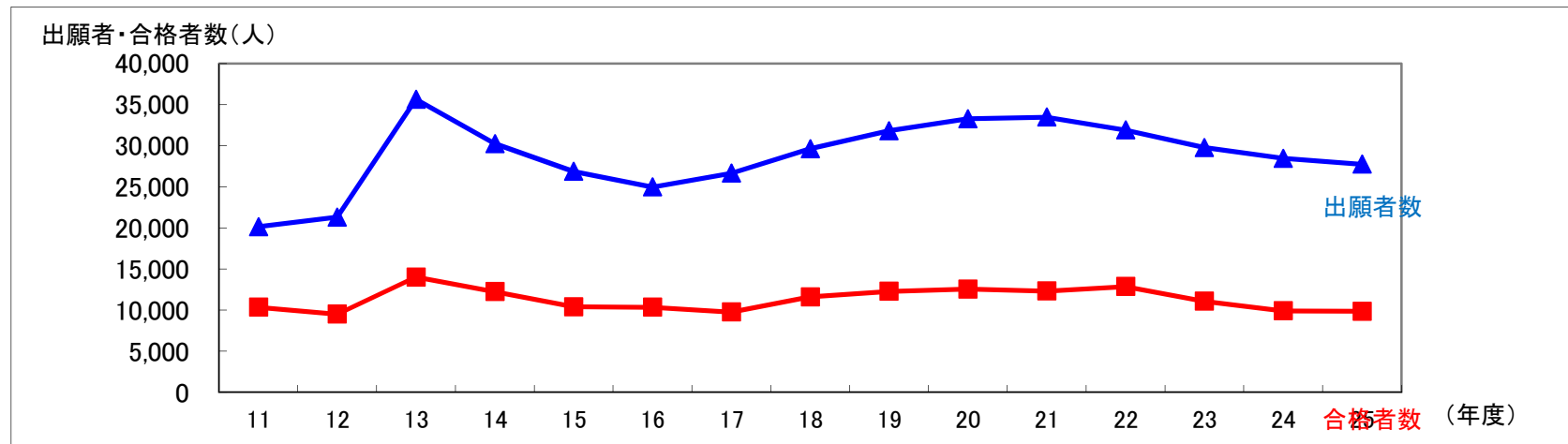
## 7 受験料

7科目～10科目	8,500円
4科目～6科目	6,500円
1科目～3科目	4,500円

## 高等学校卒業程度に関するその他の制度（高卒認定試験）②

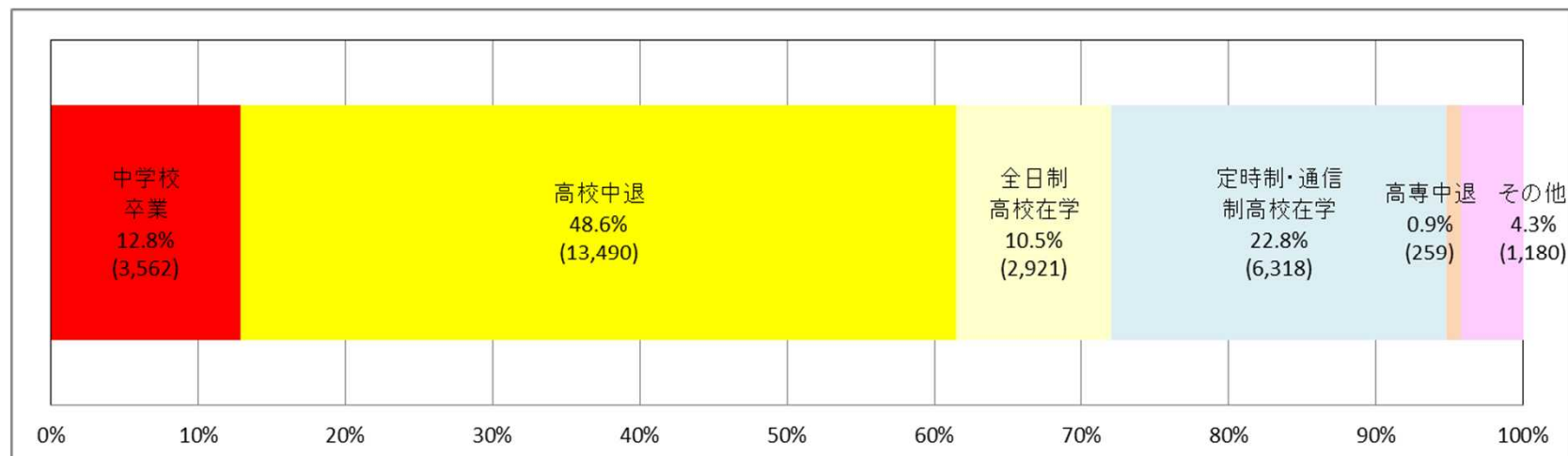
### 8 高卒認定出願状況等

高卒認定制度が創設された平成17年度より出願者数は増加傾向にあったが、平成22年度からは減少傾向にある。また、最終学歴別出願者数の割合を見ると、高校中退が約5割を占めている。



※ 合格者数は全科目合格者であり、一部科目合格者数を除く。

### ○ 最終学歴別出願者数



平成25年度実績



# 高校早期卒業制度検討に関する関係規定

## 高校の卒業に関する規定

### ○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

### ○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

### ○高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）

第1章第6款の2 学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。

## 飛び入学に関する規定

### ○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第九十条 （略）

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認められるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

### ○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第一百五十一条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第一百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第一百五十三条 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

## 大学における早期卒業制度に関する規定

### ○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したものが、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

### ○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第一百四十七条 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。

二 大学が、大学設置基準第二十七条の二に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。

四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

# 飛び入学、早期卒業に関する提言①

## ■教育再生実行会議第五次提言(平成26年7月)

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化
- (3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。  
(高等教育機関における編入学当の柔軟化)
  - 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。

## ■初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ(平成26年6月)(抄)

### 第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策

3. 多様なニーズに対応した教育活動の推進
- (3) 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進
  - (略)また、高校段階における厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討や、生徒の能力の伸長に応じた多様な学習機会の提供に向けた検討などを進めていくことも必要である。

## ■第2期教育振興基本計画について(中央教育審議会答申 平成25年4月25日)(抄)

### 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

- I 四つの基本的方向性に基づく方策
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
  - 成果目標5(社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)
  - 基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

#### 【基本的考え方】

- 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見い出して、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。

- このため、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨(せつさたくま)する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。

#### 【主な取組】

- 14-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進
  - ・ 一人一人の能力を伸ばすための教育の推進を図るため、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、基本施策10-1に記載した取組を進める。特に高校と大学の接続については、飛び入学に関して、制度の活用を図り、各大学における積極的な取組を引き続き促すとともに、高等学校段階における早期の卒業を認める制度の検討などを行う。

## ■初等中等教育分科会高等学校教育部会 課題の整理と検討の視点(平成24年8月)(抄)

6. 各種の振興方策
    - 社会においてリーダーシップを発揮し、また、グローバル社会において国際的に活躍するために必要な資質・能力の育成
- #### 【振興方策(例)】
- ・ 単位制をより重視することにより、高等学校段階において、厳格な成績評価の下で通常の生徒よりも優れた成績で単位を修得した者について、早期の卒業を認める制度の創設。

## 飛び入学、早期卒業に関する提言②

### ■グローバル人材育成戦略(グローバル人材育成推進会議 平成24年6月)(抄)

3. 英語教育の強化、高校留学の促進等の初等中等教育の諸課題について

(2) 高校留学等の促進

大学・大学院への飛び入学や早期卒業の促進を図るとともに、高校における早期卒業制度の創設のための制度的整備等について、検討を進め方向性を明確にする。(高校2年→留学1年→大学4年、高校2年→大学5年(留学1年を含む)、高校3年→留学1年→大学3年等の柔軟な進路設計を可能に)

4. 大学入試の改善等の大学教育の諸課題について

(2) 国際的に誇れる大学教育システムの確立、高等教育の国際展開の推進戦後、一律に導入された6-3-3-4制の教育体系を、新たな時代の個々の学びをきめ細かく支援・促進できるように、小中一貫教育や中高一貫教育の推進、高校段階以上における早期卒業・飛び入学の制度的整備等を通じて、柔軟で多様な進路設計を可能とする弾力的なシステムへと進化・発展させる。

### ■教育再生会議 第三次報告 (平成19年12月25日)(抄)

7つの柱1. 学力の向上に徹底的に取り組む ～未来を切り拓く学力の育成～

(2) 「6-3-3-4制」を弾力化する

○年齢主義(履修主義)を見直し、飛び級を検討する

各論(2)「6-3-3-4制」を弾力化する

○年齢主義(履修主義)を見直し、飛び級を検討する

・ 一定期間学習すれば進級、卒業できるという年齢主義(履修主義)に重きを置きすぎている現状を見直し、特定の教科について上の学年で学べるよう、取扱いを弾力化する。また、特に優れた資質を有する子供が、学年を超えて学ぶこと(いわゆる飛び級)ができるような制度の弾力化について、対象の子供の範囲、年齢段階などを含め検討する。

・ 学習内容を確実に修得して卒業できるよう、習熟度別指導や補習などの補充的指導を積極的に行う。なお、学力定着のための留年については、義務教育段階では、本人の希望や保護者の同意がある場合などに活用する。

・ 個々の子供の認知と学習スタイルの多様性に応じた指導を推進する。

### ■大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会報告書 ―一人一人の個性を伸ばす教育を目指して― (平成19年3月22日)(抄)

2. 大学への早期入学(飛び入学)制度の適切な運用及びその活用の在り方について

(4) その他

④高等学校卒業の取扱及び大学入学資格との関係

○ 現行制度においては、大学へ飛び入学した学生は、高等学校を中途退学して大学に入学することとなっており、高等学校卒業という取扱にはならない。

○ この取扱に対し、大学への飛び入学者にも一定の要件(飛び入学した大学を卒業する、一定の履修単位を大学において修得する等)の下、高等学校卒業の取扱を認めることができれば、飛び入学制度の活用が促進されるのではないかとの指摘もある。

○ また、飛び入学した学生については、飛び入学を実施した大学において責任をもって指導することが基本であるが、やむを得ない事情等により他大学へ転学等する場合も考えられる。その場合、学校教育法施行規則上、一定の要件の下、当該学生に対しては大学入学資格が認められているが、高等学校卒業者と同様の大学入学資格を認めるべきではないかという指摘もある。

○ 以上のような指摘については高等学校教育の在り方や大学入学資格の在り方などの関連で検討すべき課題でもあるが、早期に大学に入学した学生が不利益を被ることがないように、飛び入学制度の実施状況を踏まえ、より円滑な接続環境の整備に向けて引き続き検討が行われるべきである。

### ■21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(中央教育審議会答申 平成9年6月)(抄)

第4章 教育上の例外措置

(3) 大学入学年齢の特例

③対象者(略)

また、大学への早期入学が認められた場合、高等学校2年修了時から大学に進学することになるので、高等学校を中途退学したこととなる。しかしながら、その子どもの進路が、様々な事情により、大学入学後に変更され、大学を途中で辞めることもあり得る。その場合は、本人の最終学歴が中学校卒業となり、高等学校卒業が受験資格となっている資格試験などについて不利益を被るおそれがある。このような場合に不利益を被ることがないように、高等学校卒業と同じ効果を与えるようにするなどの配慮を行うことが必要であろう。